

令和8年度 賀茂地域における県民相談の御案内

日常生活の中で抱える離婚、相続、金銭等の生活上の相談に相談員が応じます。また、弁護士による無料の特別法律相談（事前予約制）も行います。

申込・問合せ	会場	県民相談 (予約不要)	特別法律相談（回数は月により変動あり） 1回30分／年度内1回限り
			弁護士相談(事前予約制)
賀茂広域消費 生活センター 0558(24)2199	賀茂広域消費 生活センター (県下田総合庁舎6階)	平日 9時～12時 13時～15時	原則毎月1回（原則第3月曜日） 6・12月は第1・3(月)、7月は第3(火)、 9月は第3(火) 13時30分～14時00分

- ※ 賀茂地域（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町）にお住まいの方が対象です。
- ※ 祝日・年末年始は除く。（弁護士相談については、該当日が祝日の場合には翌日等に変更になります。）
- ※ 弁護士相談の予約は、賀茂広域消費生活センターへ申し込みをお願いします。
- ※ 予約状況により相談予約枠に変動がありますので、詳しい日程や時間については、賀茂広域消費生活センターへお問い合わせください。

(問) 県民生活課 ☎054(221)2175